

大手だより

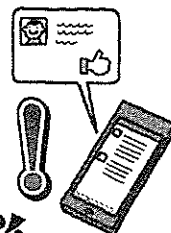
令和7年4月号
編集発行 大手交番
作成者 佐伯 愛星



そのバイト募集大丈夫…？

闇バイトは犯罪です！！

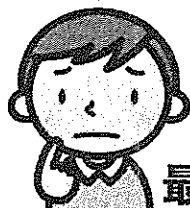
#高収入#即金#短時間#簡単



SNSやネット掲示板などで『高額バイト』『リスク無し』『即日即金』『誰でも出来る簡単な仕事』『借金・貧困生活からの脱出者続出中☆』という甘い言葉でアルバイトではなく、犯罪の実行役を探しています。

応募してしまうことで、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯として犯罪の片棒を担ぐことになり、辞めたくても犯罪組織があなたの個人情報を抑え、脅され逃げることはできません。

逮捕されても犯罪組織は守ってくれません！！



闇バイトに応募してしまった、
誘われている、辞められない……。

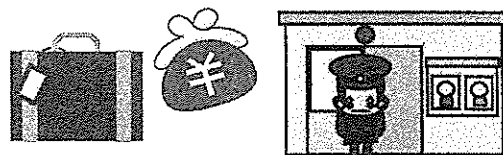


最寄りの警察署または#9110に相談してください。



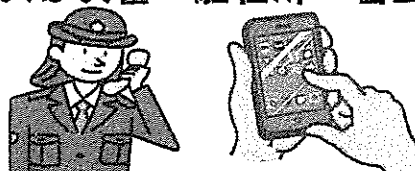
落とし物、拾い物をした場合は警察に届出を！

☆拾い物をした場合☆



落とされた方のことを考えて、店舗などの施設で拾った場合はその施設へ、それ以外の路上などで拾った場合は警察署又は交番・駐在所へ届出をしてください。

☆落とし物をした場合☆



落とし物の届出は、警察署又は交番・駐在所への電話でも受付ができます。警察庁のサイトから落とし物の届出のオンライン手続や、拾い物の情報を検索することもできます。

※県警のホームページ内「落とし物」に、警察庁のサイトへのリンクを設置しています。

拾い物が届けられても、落とし主からの届出がないため、返還することができない物が多数あります。